

7 被災したときの対応を知る

1 被災したとき、最初にすべきことは？

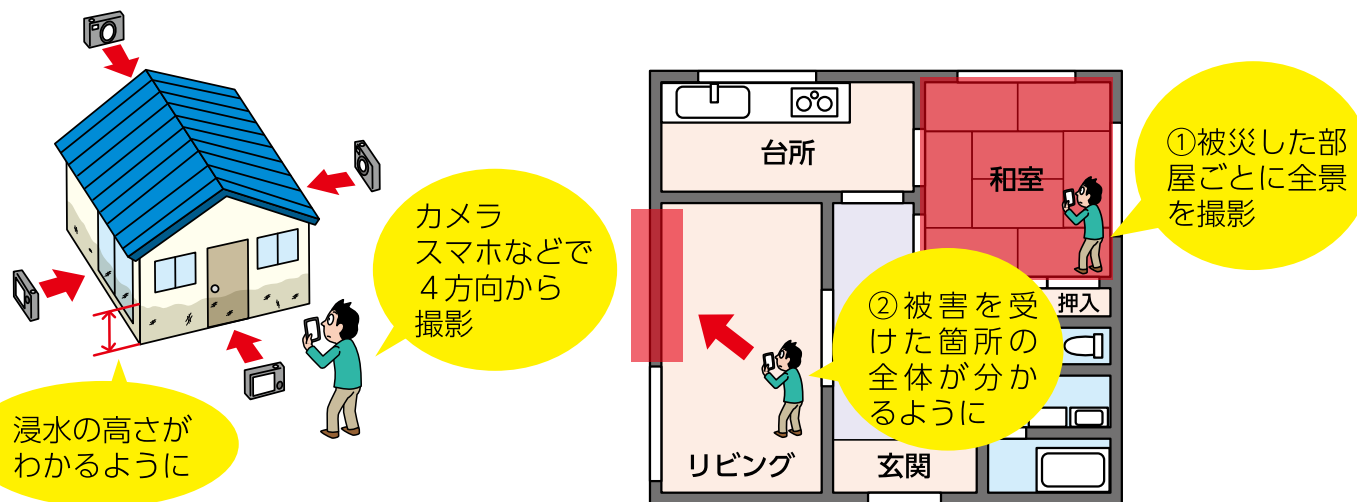
住宅が被害を受けたときは、すぐにでも家の片付けや修復作業にとりかかりたいかもしれませんが、しかし、その前に、まずやっておきたい重要なことがあります。

●被害状況を写真で記録する

家の被害状況を写真に撮っておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受けるときや、損害保険を請求するときなどに、役に立ちます。

ただし、住宅が被災して立入禁止になっている場合には、絶対に中に入らないでください。

写真の撮り方のポイント（家の外と中を撮影する）



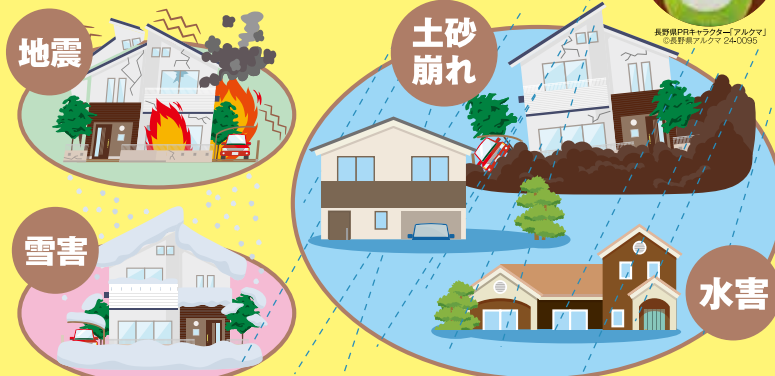
（政府広報オンライン「住まいが被害を受けたとき 最初にすること」より）

① 防災インフォメーション 罹災証明書の発行申請

罹災証明書は、災害による住宅の被害の程度を証明するものです。災害義援金の受け取り、税金などの減免、仮設住宅への入居申請などの際に必要となる、大切な書類です。

災害が発生したときは、市町村に受付窓口が設置されます。そこで申請手続をすると、市町村職員による被害認定調査が行われ、後日、調査結果に基づいて罹災証明書が発行されることとなります。

いざというときのために 保険・共済で備えましょう。



自宅の災害リスクを確認しましょう!!
信州防災アプリはこちら!

信州防災 [Android] [iOS]

信州地震等災害保険・共済加入促進協議会

日本損害保険協会関東支部長野県協会・JA共済・こくみん共済coop長野推進本部・信州地震等災害保険・共済加入促進協議会 事務局
長野県損害保険代理業協会・長野県農業共済組合・生活協同組合コープながの・長野県 長野県危機管理部 危機管理防災課 ☎026-235-7408

2 被災者には、どんな支援制度があるのか？

●住宅再建に係る支援制度

「被災者生活再建支援制度」又は「信州被災者生活再建支援制度」による住宅再建支援を受けることができます。



●その他の主な支援制度

	支援制度	対象者	金額・支援内容
親や子ども等の死亡	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円
負傷・疾病による障害	災害障害見舞金	災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	生計維持者 250万円 その他の者 125万円
生活の再建・支援	災害援護資金	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者	資金の貸付 限度額350万円
	義援金	義援金の配分対象となった被災者（世帯）や遺族	日本赤十字社等で構成される「義援金配分委員会」の決定に基づき、配分される。

防災ダックのまとめ

被災すると、生活再建には多くの時間とお金がかかる。だから、少しでも被災後の生活再建のための知識を備えておこう。
もしもの災害に備えて、地震保険・共済などに加入していれば、再出発の大きな支えになるよ。

